

## 大学等入学時奨学金(地方創生枠)返還免除要件Q&A

鹿児島県育英財団

番号	募集要項の項目	質問内容	回答	備考
1	免除要件	「理事長がやむを得ない事情があると認めた場合」とは、どのような場合ですか。	<p>病気、ケガ、就業先企業の倒産など、予見できない状況が発生した場合などが挙げられますが、雇用保険の基本手当所定給付日数の範囲以内で県内に再就職した場合は、継続して就業しているものとみなします。</p> <p><b>【雇用保険の基本手当所定給付日数の範囲内の考え方】</b> 退職した日の翌日から起算して雇用保険の基本手当所定給付日数の範囲以内で県内に再就職した場合は、継続就業しているとみなす。</p> <p>(例) ○理事長が認めるやむを得ない事業によりH30.8.31退職 (被保険者期間が1年以上)の場合</p> <p><b>【雇用保険の内容】</b> ・待期間:7日間 ・給付制限期間:3か月 ・基本手当所定給付日数:90日間</p> <p><b>【再就職までの期間】</b> ・起算日:H30.9.1(退職した日の翌日) ・期間:H30.9.1~H30.11.29(基本手当所定給付日数90日間) ※待期間及び給付制限期間は期間には含めない。</p> <p style="text-align: center;">H29.4.1 就職    H29.10.1 返還開始    H30.9.1 退職した日の翌日</p> <p style="text-align: center;">H30.8.31 退職    90日※    H30.11.29</p> <p style="text-align: center;">※基本手当所定給付日数 この期間に再就職すれば継続となります。</p>	<p>R2.10.1 返還支援制度のQ&amp;A同様、「やむを得ない事情」について整理した。下線部分を追記。</p> <p>返還支援制度のQ&amp;A同様、「基本手当所定給付日数」の考え方を追記。</p>
2	免除要件	就業後、離職せずに、産前産後休暇、育児休業、病気休業等により、仕事を休んだ場合でも、3年継続就業により返還免除となりますか。	返還免除となります。	

## 大学等入学時奨学金(地方創生枠)返還免除要件Q&A

鹿児島県育英財団

番号	募集要項の項目	質問内容	回答	備考
3	免除要件	以前正規雇用として就業していた会社が倒産して、就業証明書の発行が困難な場合はどうすればいいですか。	雇用保険の離職証明書、年金記録、辞令等の写し等のほか、正規雇用で就業していたことが確認できる書類を提出してください。	
4	免除要件	採用決定時の4年制大学を卒業後、引き続き専門学校に入学した場合は、免除要件に該当しますか。	入学した学校が、上級学校には該当しないため、免除要件に該当しません。	
5	免除要件	採用決定時の4年制大学を2年生の年度末で退学後、翌年度から短大に入学し、卒業した場合は免除要件に該当しますか。	採用決定時の大学を卒業していないため、免除要件に該当しません。	
6	免除要件	採用決定時の大学等を卒業後、引き続き上級学校に進学し、当該上級学校を退学した場合は、免除要件に該当しますか。	「採用決定時の大学等を卒業」という免除要件の一つを満たしているため、該当しますが、上級学校を退学後、返還開始までの6か月以内に県内企業等に就業及び県内居住の要件を満たす必要があります。 (上級学校を修了した場合も同様)	
7	免除要件	「引き続き上級学校へ進学した場合」とあるが、上級学校とは何ですか。	上級学校とは採用決定時の学校で付与される「称号・学位」よりも上位の「称号・学位」が付与される学校を指します。	R2.12.21追記